

協議第18-2号 地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成16年 6月24日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町の各区域ごとに設置する。
なお、設置にあたっては、別紙「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

平成16年 7月22日 確認

【別紙】

地域審議会の設置に関する事項

1 設置

合併後、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町の区域ごとに、それぞれ菊池地区地域審議会、七城地区地域審議会、旭志地区地域審議会、泗水地区地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

2 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

3 所掌事務

(1) 地域審議会は、新市の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新市建設計画の変更に関する事項
新市建設計画の執行状況に関する事項
その他市長が必要と認める事項

(2) 地域審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 組織

(1) 地域審議会の委員は、委員15名以内で組織する。

(2) 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

区長（囑託員）
農林水産業、商工業に関係する者
社会教育及び学校教育に関係する者
青年、女性、高齢者等を構成員とする組織に関係する者
社会福祉に関係する者
消防に関係する者
学識経験を有する者

5 任期

(1) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任を妨げないものとする。

6 会長、副会長

(1) 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

(2) 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。

(3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会議

(1) 地域審議会は、会長が招集する。

(2) 地域審議会は、毎年1回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

(3) 地域審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(4) 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。

(5) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 庶務

地域審議会の庶務は、新市の本庁及び総合支所において処理する。

9 雑則

地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。

1 合併市町村で地域審議会を設置している事例

	都道府県	新自治体名	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置	合併期日	合併方式	設置期間	委員数
1	岩手県	大船渡市	(大船渡市)・三陸町	H13.11.15	編入	概ね10年 合併の日～H24.3.31	15人以内
2	宮城県	加美市	中新田町・小野田町・宮崎町	H15.4.1	新設	10年 合併の日～H25.3.31	15人以内
3	山梨県	南アルプス市	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.4.1	新設	10年 合併の日～H25.3.31	20人以内
4	山口県	周南市	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.4.21	新設	概ね10年 合併の日～H25.3.31	15人以内
5	愛媛県	新居浜市	(新居浜市)・別子山村	H15.4.1	編入	10年 合併の日～H25.3.31	7人以内
6	熊本県	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.4.1	新設	10年 合併の日～H25.3.31	15人以内
7	熊本県	上天草市	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町	H16.3.31	新設	10年 合併の日～H26.3.31	15人以内

2 合併協議会で地域審議会の設置を決定している事例

	都道府県	新自治体名等	合併関係市町村 ()内を除く地域に地域審議会を設置	合併目標期日	合併方式	設置期間	委員数
1	新潟県	阿賀野市	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	H16.4.1	新設	10年 合併の日～H26.3.31	16人以内
2	長野県	千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	H15.9.1	新設	10年 合併の日～10年間	20人以内
3	岐阜県	飛騨市	(古川町)・河合村・宮川村・(神岡町)	H16.2.1	新設	概ね10年 合併の日～H26.3.31	15人以内
4	愛知県	田原市	(田原町)・赤羽根町	H15.8.20	編入	概ね5年 合併の日～H21.3.31	10人以内
5	兵庫県	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	H16.11.1	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	15人以内
6	広島県	三次市	三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・双三郡三和町・甲奴町	H16.4.1	新設	10年 合併の日～H27.3.31	12人以内
7	長崎県	諫早市	諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町	H17.3.1	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	15人以内
8	熊本県	美里町	中央町・砥用町	H16.11.1	新設	2年5ヶ月 合併の日～H19.3.31	14人以内
9	熊本県	宇城市	三角町・不知火町・小川町・松橋町・豊野町	H17.1.15	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	30人以内
10	熊本県	鹿本地域合併協議	山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町	H17.1.15	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	15人以内
11	熊本県	菊池南部四町合併	大津町・菊陽町・合志町・西合志町	H17.2.28	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	15人以内
12	熊本県	矢部・清和・蘇陽	矢部町・清和町・蘇陽町	H17.2.11	新設	概ね10年 合併の日～H27.3.31	15人以内
13	福岡県	吉井町・浮羽町合併	吉井町・浮羽町	H17.3.20	新設	2年 合併の日～2年間	10人

地域審議会の取扱いに関する法令等

〔市町村合併ハンドブック〕より

地域審議会の設置について

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町村間の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に一定期間地域審議会を置くことができる。

地域審議会は、新市町村における関係区域に関する事務に関して、市町村の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることになる。

また、新市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聴き、議会の議決を経て変更することができることとされている。

地域審議会制度

合併関係市町村間の協議で設置を決定します。

関係市町村間の協議事項

- ・設置する期間、区域
- ・地域審議会の組織
- ・構成員の定数、任期、任免
- ・その他必要な事項

議会の議決

協議は関係市町村の議会の議決を経て成立します。成立した場合はその内容を告示しなければなりません。

協議して定めた事項を合併後に変更しようとするときは、新市町村の条例で定めなければならない。

【市町村の合併の特例に関する法律】

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 第1項～第5項（省略）

- 6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 8 第6条の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かななければならない。

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

協議第18 - 2号 地域審議会の取扱いについて 参考資料
【矢部・清和・蘇陽合併協議会】

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の矢部町、清和村及び蘇陽町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、新町の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新町の町の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他新町の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新町の長に意見を述べるができる。

(組織)

第4条 地域審議会の委員は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、新町の長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長、副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会は、新町の長が招集する。

2 地域審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、地域審議会委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 地域審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

6 会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、新町の本庁及び総合支所において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。

協議第18 - 2号 地域審議会の取扱いについて 参考資料

【苫田郡西部合併協議会：岡山県】

地域審議会の設置に関する協議

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の富村、奥津町、上齋原村及び鏡野町の区域ごとに地域審議会(以下「審議会」という。)を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成17年3月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事
- (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他町長が必要と認めること

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 農林水産業団体、商工業団体に属する者
- (3) 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 消防団員
- (7) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(審議会の意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、 において処理するものとする。

(補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、別に定める。

附則

この事項は、平成17年3月1日から施行する。